名古屋市建築協定一覧 (平成16年2月末現在)

	用途地域																
番号	名 称	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	第 種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	協定区域所在地	近接する区域	一人協定型	協定区域面積(㎡)		
1	桜が丘東住宅地区	•					•					千種区桜が丘	千種区桜が丘・ 名東区高社一丁目		9,592.3		
2	松竹町・ 稲舟通1丁目					•			•	•		千種区松竹町1、2丁目· 稲舟通1丁目	千種区穂波町1、2、3丁目· 末盛通4、5丁目·西崎町1丁目		21,065.9		
3	千代田橋学区					•	•	•	•		•	千種区千代田橋2丁目· 竹越·香流橋·新西· 東千種台	千種区千代田橋2丁目· 竹越·香流橋·新西· 東千種台		152,298.8		
4	南明町3丁目				•	•	•					千種区南明町3丁目	千種区南明町2丁目· 城木町2、3丁目·昭和区元宮町		9,615.5		
5	富士見台3丁目· 御影町2丁目	•										千種区富士見台3丁目· 御影町2丁目	千種区富士見台3丁目· 御影町2丁目		6,733.9		
6	穂波町					•						千種区穂波町 1、2、3丁目	千種区穂波町1、2、3丁目・ 西崎町1丁目		21,496.0		
7	見附第一町内	•		•		•			•			千種区見附町1丁目· 稲舟通1丁目	千種区見附町1、2丁目· 稲舟通1丁目· 四谷通1、2丁目·池園町		20,959.5		
8	西山元町1丁目地区			•								千種区西山元町1丁目	 千種区西山元町1丁目 		5,320.3		
9	徳川一丁目 前/町地区						•			•		東区徳川一丁目	東区徳川一丁目·山口町		12,184.0		
10	味鋺東地区											北区東味鋺二、三丁目	北区東味鋺二、三丁目		44,147.4		
11	大曽根街づくり									•		北区大曽根二丁目· 東大曽根町本通 2、3、4丁目	北区大曽根二、三丁目·東大曽根 町本通2、3、4丁目· 東区大曽根二丁目		16,083.8		
12	名駅四丁目愛知県 中小企業センター・ 中経ビル地区									•		中村区名駅四丁目	中村区名駅四丁目		6,710.5		
13	米野地区						•					中村区大正町4丁目	中村区大正町4丁目		1,834.8		
14	アーバニア千代田									•		中区千代田五丁目	中区千代田五丁目	•	6,564.0		
15	高峯町住宅地区	•			•							昭和区高峯町	千種区萩岡町·昭和区高峯町· 妙見町		17,933.7		
16	長池町5丁目地区				•							昭和区長池町5丁目· 壇渓通3丁目	昭和区長池町5、6丁目· 壇渓通3丁目		7,337.9		

協定内容											協定の	認可年月日・有効	期限等		た市	運営委	
専用住宅以外の禁止	住宅等以外の禁止	ワンルームマンション禁止	共同住宅禁止	風俗営業施設等の禁止	高さ (階数)の制限	壁面の後退制限	駐車場の確保	緑地の確保	形態意匠の制限	その他	認可年月日	有効期限	最初の認可	有効期間満了前の 更新取りきめ	などに定めている地区事前協議制度を協定書	に関連営委員会規約	る。選営委員会費の徴収と
						•		•			平成7年6月6日	平成17年6月5日	昭和60年3月14日				
					•		•	•	•		平成8年8月13日	平成18年8月12日	昭和61年5月16日			•	•
				•							平成3年4月18日	平成18年4月17日	昭和59年9月17日				
		•			•		•		•		平成13年9月6日	平成18年9月5日	平成3年6月3日		•	•	
					•			•	•		平成9年5月12日	平成19年5月11日	平成9年5月12日	(平成14年5月12日に自動更 新済み)			
					•		•	•	•		平成8年10月4日	平成18年10月3日	平成8年10月4日				•
							•			•	平成12年9月28日	平成19年9月27日	平成12年9月28日				•
					•		•	•	•		平成15年1月10日	平成20年1月9日	平成15年1月10日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に5年間延長	•		
		•			•	•	•	•	•		平成11年6月17日	平成16年6月16日	平成元年6月8日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に更 に5年間延長			
					•	•	•	•			平成12年3月30日	平成22年3月29日	平成元年12月15日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に10年間延長		•	•
						•			•		平成11年6月17日	平成21年6月16日	平成元年3月31日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に10年間延長		•	
						•		•	•	•	平成9年5月7日	平成24年5月6日	平成9年5月7日	有効期間満了3ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に10年間延長	•	•	
						•		•		•	平成13年2月13日	平成18年2月12日	平成13年2月13日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に5年間延長		•	•
									•	•	昭和60年11月7日	平成27年11月6日	昭和60年11月7日	有効期間満了3ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に15年間延長(以後同じ)	•		
•					•			•		•	平成8年4月8日	平成18年4月7日	昭和61年1月31日				
				•						•	平成7年12月6日	平成17年12月5日	昭和60年11月1日	有効期間満了前に過半数の 申し出がない場合に更に10 年間延長			

名古屋市建築協定一覧

	口口座巾连来咖定		用途 地 域												
番号	名 称	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	協定区域所在地	近接する区域	一人協定型	協定区域面積(゚罒)
17	丸屋町4丁目					•						昭和区丸屋町4丁目	昭和区丸屋町3、4、5丁目· 広見町3、4、5丁目·広池町		13,324.4
18	石田町1丁目											瑞穂区石田町1丁目	瑞穂区石田町1丁目·内方町2丁目· 瑞穂通7丁目		12,339.1
19	石田町南部 町内会地区											瑞穂区石田町1丁目・ 洲山町1丁目	瑞穂区石田町1丁目·洲山町1丁目		9,223.2
20	内方町											瑞穂区内方町1、2丁目・ 石田町1丁目	瑞穂区内方町1、2丁目·石田町1丁目		4,739.9
21	東井の元町						•					瑞穂区井の元町	瑞穂区白砂町5丁目・中根町5丁目・ 井の元町		24,945.1
22	なかのタウンハウス											中川区助光二丁目	中川区助光二丁目	•	4,232.6
23	大屋敷地区			•			•					守山区大屋敷· 西城一丁目	守山区大屋敷·西城一丁目·西島町· 大牧町·東山町·城南町		40,905.1
24	小幡稲荷前団地	•										守山区小幡中二丁目	守山区小幡中二丁目	•	8,011.2
25	タウン黒石	•										緑区黒沢台五丁目	緑区黒沢台五丁目	•	17,901.9
26	鳴海町南荘			•	•		•					緑区鳴海町字片坂· 石畑·砦·宿地	緑区鳴海町字片坂·石畑·砦·宿地・ 栢ノ木·雷		55,013.2
27	みどりヶ丘萩ヶ丘	•						•				緑区ほら貝一丁目	緑区ほら貝一・二丁目		39,440.0
28	みどりヶ丘南地域		•									緑区ほら貝一・三丁目	緑区ほら貝一、二、三丁目・ 篠の風二丁目・神沢二丁目・ 相川三丁目		58,355.5
29	グローブガーデン 野並南										•	緑区鳴海町字伝治山	緑区鳴海町字伝治山	•	18,568.6
30	小井堀町地域											名東区小井堀町	名東区小井堀町		19,984.5
31	極楽三丁目地区	•					•					名東区極楽三丁目	名東区大針一丁目·極楽三丁目		17,782.2
32	極楽大針地区	•					•					名東区極楽三丁目· 大針一丁目	名東区極楽三丁目·大針一丁目		13,509.8
33	高社一丁目北地区	•										名東区高社一丁目	名東区高社一丁目・平和が丘四丁目・ 社台一丁目		15,257.2
34	藤里町西部			•			•					名東区藤里町	名東区藤里町・豊が丘		13,700.3

協定内容											協定の	認可年月日·有効	期限等		か車	運営委	員会
専用住宅以外の禁止	住宅等以外の禁止	ワンルームマンション禁止	共同住宅禁止	風俗営業施設等の禁止	高さ(階数)の制限	壁面の後退制限	駐車場の確保	緑地の確保	形態意匠の制限	その他	認可年月日	有効期限	最初の認可	有効期間満了前の 更新取りきめ	などに定めている地区事前協議制度を協定書	選営委員会規約	さと運営委員会費の徴収
					•			•			平成7年5月23日	平成17年5月22日	平成7年5月23日				
				•	•						平成9年10月16日	平成19年10月15日	昭和62年9月24日	有効期間満了3ヶ月以内に過 半数の申し出がない限りに更 に10年間延長			
		•			•						平成元年12月15日	平成21年12月14日	 平成元年12月15日 	(平成11年12月14日に自動更 新済み)			
					•						平成13年11月8日	平成18年11月7日	平成8年6月7日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に5年間延長			
		•			•		•				平成12年10月6日	平成22年10月5日	平成2年6月26日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に10年間延長	•		
									•		平成12年6月2日	平成17年6月1日	昭和54年3月27日		•		
		•			•			•		•	平成8年6月21日	平成18年6月20日	昭和61年5月20日	(平成13年6月21日に自動更 新済み)		•	•
					•	•					平成11年12月2日	平成21年12月1日	昭和54年3月15日				•
•								•	•	•	昭和59年8月24日	平成16年8月23日	昭和59年8月24日	(平成6年8月24日に自動更新 済み)	•	•	•
•					•	•		•		•	平成12年7月13日	平成22年7月12日	平成元年11月16日	有効期間満了3ヶ月以内に過 半数の申し出がない限りに更 に10年間延長	•	•	
		•			•		•			•	平成12年1月31日	平成22年1月30日	平成元年2月20日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に10年間延長			•
•		•	•		•			•	•	•	平成8年7月4日	平成18年7月3日	平成8年7月4日		•	•	•
•					•	•			•	•	平成13年7月10日	平成23年7月9日	平成13年7月10日	有効期間満了6ヶ月前に総会開催・過半数の申し立てがない場合更に引き続き10年有効	•		
				•							平成14年7月23日	平成24年7月22日	昭和62年6月30日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に10年間延長	•		
•					•	•					平成12年9月28日	平成22年9月27日	平成2年3月13日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に 更に10年間延長	•		•
				•	•		•				平成13年5月18日	平成18年5月17日	平成2年12月14日	有効期間満了3ヶ月以内に過半数の申し出がない限りに更に5年間延長			
		•						•			平成13年12月21日	平成23年12月20日	平成3年10月1日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に更 に10年間延長	•		•
	•			•	•	•	•	•			平成12年8月2日	平成17年8月1日	平成2年2月5日	有効期間満了6ヶ月以内に過 半数の申し出がない場合に更 に5年間延長			



建築協定豆知識

建築協定を考え、話し合う上で、知っておきたいことを整理し てみますと、意外とベーシックなことであることがわかりました。

用途地域ってな~に?

さまざまな用途の建物が無秩序に建ち並ぶ と生活環境が悪化する恐れがあります。これ を防ぐために、建築できる建物の用途を地域 ごとに定めたものが用途地域です。それぞれ の用途地域において、建築することができる 建物は「前ページ」のとおりです。

> 建築可能な建物の用途を 地域ごとに定めたものです

た人は、 は効力が及びません。 ま कु 建築協定は、 建築協定区域隣接地などの未加入地に 協定に同意されなかっ 建築協定区域のみ効力が及び そのため協定を締結し

建築協 定の効力範囲はどこっ







建築協定とはどういうこと?

「住環境は自分たちで守ろう」といっ た要望を、土地所有者などが建築に関す るルール(約束)として自ら結ぶ制度で す。通常の私的契約と異なる点は、協定 締結後に建築協定区域の土地所有者など になった人にも効力が及ぶ点です。

A 建築に関する約束です



必要があります。

日頃から協定内容の理解を求める活動を行う

た人に対し、

○ 一人協定ってなに?

土地所有者などが一人で定める協定のことです。例え ば開発業者が自分の所有する土地を分譲する場合、分譲 する前に建築協定を定めておくことができます。分譲を 受けた人は、すでにその土地に建築協定がかかっている ので、効力が引き継がれ、自動的に協定に加入している ことになります。結果、締結率は100%になります。

「協定で維持される良好な住環境」という付加価値を 付けるために建築協定が活用されているケースといえま す。昭和52年から施行されています。

♠ 一人で定める協定のことです



建築協定区域隣接地とは、 なにを指すの?

協定に同意されなかった人の土地で、協 定に加入してほしい土地として予め指定し たものを指します。なお、隣接地に指定さ れた土地の所有者は、後から簡易な手続に より建築協定に加入することができます。

△ 協定に加入してほしい土地

建築協定区域って、 どこのこと?

建築協定を締結した人(同意し た人)の土地を指します。

協定違反者に対する措置はあるの?

建築協定は、自主的に建物に関するルー ルを定める制度であるため、違反があった 場合の措置を建築協定書に定めておく必要 があります。通常は、建築協定運営委員会 (建築協定を運営する地元組織)の決定に基 づき、違反者に対して違反に係る工事の停 止や是正のための措置をとることを請求し、 その請求が履行されない場合には裁判所に 提訴することとなっています。

A あります





建築協定内容を途中で変更できるの?

期間途中の建築協定内容の変更は、原則 としてできません。変更するには脱退同様、 市長の認可が必要となります。

▶ 原則としてできません

原則としてできませ

きを行い、 則としてできませ となるため、 脱退するためには建築協定区 間途中の建築協定からの脱退 市長の認可を受けなければな 建築協定締結時と同 琙

脱定退を できるの

ぼ

原

住民発意型の建築協定とはなに?

一人協定が開発業者主体の建築協定であり、 一人で定める協定であるのに対して、すでに 市街地が形成された場所での建築協定は住民 が主体となって合意をはかりながら締結され る協定となります。これは一般に「住民発意 型の建築協定」と呼ばれています。

名古屋市では他都市と比べて、協定数全体 に占めるこの住民発意型の建築協定の割合が 多く、住民のまちづくりに対する関心の高さ を表しているといえるのではないでしょうか。

A 住民が主体となって締結されます

名古屋市建築協定連絡協議会 歴代の役員

	● 役職	● 氏名	● 地区名	● 市役所持	坦当者
第 1 期 平成8~9年度	会副副会幹幹幹幹顧 会会 会会 , 。 一 会 会 。 会 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	西渡赤 伊齋住藤杉神峰邉松 藤藤田田浦谷東 以 恭文俊輝弘 華華	石田町1丁目(瑞穂区) 桜が丘東住宅地区(千種区) 松竹町・稲舟通1丁目(千種区) パ 味鋺東地区(北区) 徳川一丁目前ノ町地区(東区) 東井の元町(瑞穂区) 大屋敷地区(守山区) 名古屋市建築局指導部長	指導課長 係長 係員	粉川
第2期 平成10~11年度	長長長計事事事事査査問 会会 会会 長長計事事事事査査問	西伊赤 齋鈴藤村大山神峰藤松 藤木田上矢本谷 頭文久定 輝 弘行苗 勝治夫子義進雄	石田町1丁目(瑞穂区) 味鋺東地区(北区) 松竹町・稲舟通1丁目(千種区) 。 徳川一丁目前ノ町地区(東区) 丸屋町4丁目(昭和区) 大屋敷地区(守山区) 極楽三丁目地区(名東区) 長池町5丁目地区(昭和区) 藤里町西部(名東区) 名古屋市建築局指導部長	指導課長 係長 係員	酒位出出
第 3 期 平成12~13年度	会副副会幹幹幹幹監顧 会会 人会 会会 「 「 「 「 「 「 「 「 」。」 「 「 」。」 「 」。」 「 」。」 「 」。」 「 」。」 「 」。」 「 」。」 「 」。」 「 」。」 「 」。」 「 。」 「 。」 「 。」 「 。 一 。 一 。 一 。 一 。 一 。 一 。 一 。 一 。 一 。	赤伊鈴大黑杉藤村渡山神杉松藤木矢田田田上辺本谷山早政顕定禎 文久泰 輝正 華 東	松竹町・稲舟通1丁目(千種区) 味鋺東地区(北区) 丸屋町4丁目(昭和区) 長池町5丁目地区(昭和区) 小井堀町地域(名東区) 千代田橋学区(千種区) 大屋敷地区(守山区) 極楽三丁目地区(名東区) 大曽根街づくり(北区) 藤里町西部(名東区) 名古屋市住宅都市局建築指導部長	建築指導課長 係長 係員	稲伊岡辻柴
第 4 期 平成14~15年度	長長長計事事事事事本 会会 副副会幹幹幹幹幹	赤鈴山村黒大沢杉渡母松木本上田矢田田辺藍早顕(久禎定)泰政中間(東京)	松竹町・稲舟通1丁目(千種区) 丸屋町4丁目(昭和区) 藤里町西部(名東区) 極楽三丁目地区(名東区) 小井堀町地域(名東区) 長池町5丁目地区(昭和区) みどりヶ丘南地域(緑区) 千代田橋学区(千種区) 大曽根街づくり(北区)	建築指導課長 係長 係員	山中渡石柴辻長安尾田神邊原田本崎藤関

味鋺東地区(北区)

名古屋市住宅都市局建築指導部長

監 査

顧問

伊藤 政行

稲荷 弘一

山田 貞二

編集後記

自分たちの住む住環境は、良好で快適でありたいとの想いは、誰でも同じであると思います。

名古屋市の建築協定連絡協議会は、そのような各地区の取り組みが結 実し、今から8年前にでき、皆さんと共に、いろいろなことを経験し、 勉強しながら今に至っています。

建築協定については、それぞれ各地区・各個人の想いが一様ではありませんが、基本的な誰でも望む快適な住環境を目指して、これからも地道な活動への努力が必要です。

そこで協議会では、設立8周年を迎えるにあたり、縁起がいといわれる"8"と言う数字と、名古屋市の市章"①"に因んで、一つの区切りとしてこれまでの協議会の活動結果等をこのような冊子にまとめ、今後の活動に役立てていただこうと企画しました。

「聞く」「見る」「話し合う」をモットーにして、会員の皆さんと一緒に行ってきた、これまでの成果全てを載せることは無理なので、発行しました会報紙「街づくりなごや」「ニュースレター」などを参考にして役立てていただきたいと思います。

平成16年3月20日 名古屋市建築協定連絡協議会8周年記念号 編集委員一同

世代を超えたまちづくり

建築協定

平成 16年3月31日発行

編集・発行 名古屋市建築協定連絡協議会

名古屋市建築局指導部指導課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL(052)972 - 2918 FAX(052)972 - 4159

レイアウト 株式会社アド・アド